

政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第100条第2項第2号の規定により公表する。

令和7年3月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約する内容

（1）役務の名称

富山県動物管理センター清掃等業務

（2）役務の内容

ア 実施項目

- ① 動物飼育施設の清掃
- ② 動物飼育業務の補助
- ③ 敷地内の清掃
- ④ 敷地内の除雪

イ 実施日時

- ① 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日（うち国民の祝日に関する法律による休日を含み、年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）を除く）のうち4日間の午前8時30分から午前10時30分まで
- ② 土曜日又は日曜日（うち国民の祝日に関する法律による休日を含み、年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）を除く）のいずれかの日の午前8時30分から午前10時30分まで

ただし、繁忙期等において上記以外の日時に業務を行う必要がある場合は、受託者と富山県が協議し、業務を行うこと。

（3）役務の提供を受ける期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 契約相手方の選定基準

- ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。
- ・ 富山県中新川郡に所在すること。

3 契約相手方の決定方法

- （1）見積り競争を行い、予算の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- （2）見積書の提出が1施設のみであった場合（役務を提供できる施設が1施設のみであった場合も含む。）は、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。